

三重県工業用LPガス料金 高騰対策支援金 第2期 申請の手引き

作成：令和7年4月10日

三重県

料金高騰対策支援金事業に関するお問い合わせ先

三重県エネルギー（工業用LPガス）価格高騰対策支援金センター
TEL：0120-248-601
受付時間：平日9:00～17:00（土日祝および年末年始を除く）

なお、本手引きは、交付要領に準じて事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。最新版をHPに掲載していますので適宜ご確認をお願いいたします。

1 目次

1	目次	1P
2	支援金の概要	2P
(1)	目的	3P
(2)	概要	3P
(3)	支援対象者	4P
(4)	第2期 支援対象期間	5P
(5)	第2期 支援額	6P
(6)	第2期 交付申請期間	7P
(7)	第2期 申請手順	7P
(8)	定義1：中小企業者等とは	8P
(8)	定義2：中小企業者とは	8P
(8)	定義3：小規模企業者とは	8P
(8)	定義4：みなし大企業とは	9P
3	手続きの概要	10P
(1)	第2期 手続きの流れ	11P
(2)	手続き方法	12P
4	申請方法	13P
(1)	第2期 WEB申請方法	14P
(2)	第2期 郵送申請方法	14P
(3)	第2期 関係書類	15P
(様式第1号)	第2期 交付申請書兼請求書	16P
(様式第2号)	第2期 申請額計算書	17P
(様式第3号)	第2期 工業用LPガス販売証明書	18P
(様式第4号)	第2期 株主及び役員一覧表	19P
	追加補足資料	20P
	関係諸機関 連絡先	21P

支援金の概要

2 支援金の概要

(1) 目的

三重県工業用L Pガス料金高騰対策支援金（第2期）は、エネルギー価格高騰の影響を受ける県内の中小企業者及び小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）に対し、工業用L Pガスの使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とするものです。

(2) 概要

本事業に参加する工業用L Pガスを利用中の中小企業者等が、三重県が定める金額や方法で契約者のL Pガス料金の値引きを行います。

「工業用L Pガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する「一般消費者等」が消費するL Pガス以外であって、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受け、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物運送事業に消費するL Pガスを除くL Pガスをいう。

次に該当しないL Pガスが工業用L Pガスに当てはまります。

- 一般家庭が使用するL Pガス
- 暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費するL Pガス（飲食業等）
- 一般乗客用旅客自動車運送事業に消費するL Pガス（タクシー等）
- 蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に消費するL Pガス（公衆浴場業等）

2 支援金の概要

(3) 支援対象者

1. 三重県内に本社又は事業所等を有し、工業用LPガスを契約し、三重県内で利用する中小企業者等とします。（販売のみを行っている事業者は対象外）

「中小企業者等」とは、P8に記載

2. 1に該当する場合でも、みなし大企業の場合は支援対象になりません。

「みなし大企業」とは、P9に記載

3. 1に該当する場合でも、発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を公的機関等が所有する場合は支援対象になりません。
4. 資本金又は基本財産の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ大企業が実質的に経営に参画していない公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人等の会社以外の法人についても、会社に準じて支援対象になります。但し、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人、政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人及び学校法人は、この限りではありません。
5. 支援を受けようとするガスが三重県が実施する他の燃料費高騰対策（三重県LPガス料金高騰対策支援金、三重県タクシー事業者運行継続支援金等）の対象になっていないこと。

2 支援金の概要

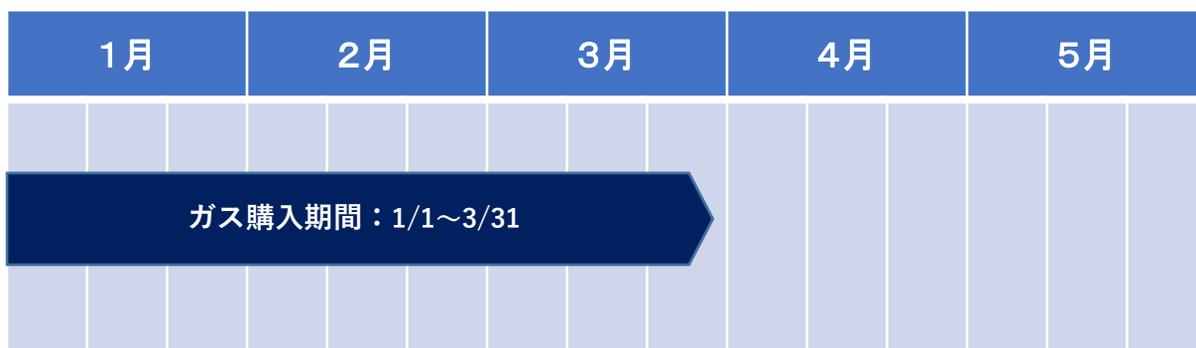
(4) 第2期 支援対象期間

【支援対象期間】

令和7年1月から令和7年3月までの期間
に納品されたガスの購入量

※毎月検針を行っている場合は、
令和7年2月検針分から令和7年4月検針分までの期間
に検針されたガスの購入量を対象とする。

ガス購入量の場合



毎月検針の場合



2 支援金の概要

(5) 第2期 支援額

【支援額】

対象期間の購入量に対して

4円/kg (8.734円/m³、2.114円/L)
を乗じた金額

**1事業者あたりの申請金額に上限はありませんが、
予算額の上限に達した場合には支援金の募集を打ち切ります。**

※対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生した場合は、その分を使用量から差し引くものとする。なお、対象期間中に購入したガスであっても、支援金を不正に受給することを目的に過大に購入したことが疑われる等の場合には、追加資料の提出等を求めることがある。調査の結果、不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになった場合には、支援金の返還を求めるものとする。

※申請金額に1円未満の端数が生じた場合は、合計申請額からこれを切り捨てる。

※他の公的機関等による同一の工業用LPガス経費に対する支援金等を受給している場合、実際に支払った工業用LPガス料金から、当該支援金等のうち工業用LPガス支援に相当する金額を差し引いた金額が交付の上限額となる。

〈例 単位kgの場合〉

各月の ガス購入量	1月	1,254.50	kg
	2月	1,047.70	kg
	3月	1,200.00	kg
合計購入量		3,502.20	kg

購入量

3,502.20 kg

× 4円/kg =

支援金額

14,008円

2 支援金の概要

(6) 第2期 交付申請期間

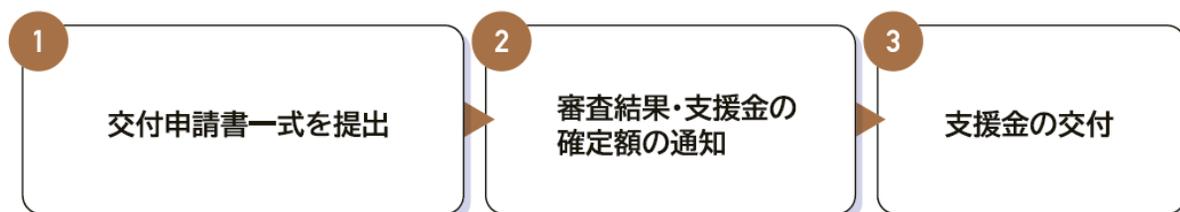
【交付申請期間】

令和7年4月10日（木）から令和7年6月30日（月）まで
※消印有効

- 交付申請書兼請求書受理後、三重県エネルギー（工業用LP）価格高騰対策支援金センターにて審査を行い支援金確定通知を送付します。

(7) 第2期 申請手順

支援金交付の申請手順



2 支援金の概要

(8) 定義1：中小企業者等とは

以下の中小企業者及び小規模企業者を指します。

(8) 定義2：中小企業者とは

「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「中小企業基本法」という。）第2条第1項に準じる次に掲げるものをいう。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(8) 定義3：小規模企業者とは

「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に準じる次に掲げるものをいう。

業種	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

(8) 定義4：みなし大企業とは

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

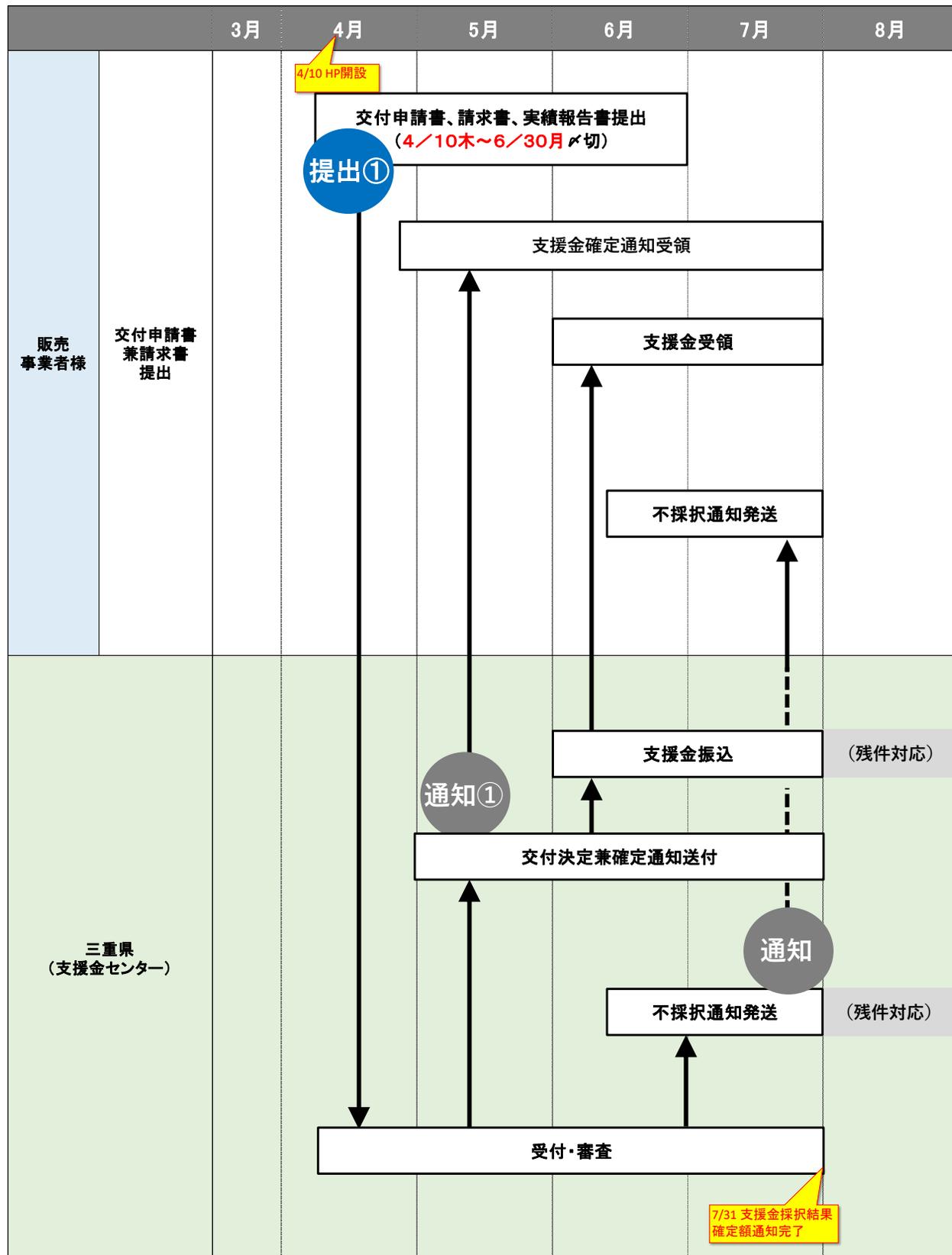
- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等。ただし、以下が株式を保有する場合はその保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。
 - ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

手続きの概要

3 手続きの概要

(1) 第2期 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、以下の「販売事業者事務フロー」の通りです。



・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。

3 手続きの概要

(2) 手続き方法

以下のWEBサイトから、直接、様式にご記入いただき、添付書類は併せてご提出ください。
なお、インターネットが使用できない場合、郵送により提出してください。
※ すべての手続き書類について印鑑は不要です。

●Web申請の場合

〈申請ページ〉

<https://www.mie-shienkin-kougyouyou-lpgas.jp>

【第2期】申請方法について

本事業に参加するには、各販売事業者において必要な事務手続きを行うことになります。
以下の方法に従って、各種書類を作成し、ご提出下さい。
本件に関しましては、WEB、郵送にて受付いたします。

申請の手引き > 三重県料金高騰対策支援金 交付要領 >

WEBでの申請はこちら ▾ 郵送での申請はこちら ▾

よくある質問 > 事業者一覧 >

WEBでの申請方法
※原則Webにてお申し込みください。

各種申請、申請進捗状況の確認は以下からアクセスしてください。

WEBでの申請・マイページはこちら > **ここをクリック**

●郵送申請の場合

〈各種申請書ダウンロード先〉

<https://www.mie-shienkin-kougyouyou-lpgas.jp>

〈郵送申請先〉

三重県エネルギー（工業用LPガス）価格高騰対策支援金センター
〒450-8790 名古屋西郵便局 郵便私書箱第729号

申請方法

4 申請方法

(1) 第2期 WEB申請方法

【申請方法】

以下専用ホームページの「WEBでの申請」から申請

<https://www.mie-shienkin-kougyouyou-lpgas.jp>

【交付申請期間】

令和7年4月10日（木）から令和7年6月30日（月）まで

(2) 第2期 郵送申請方法

【申請方法】

以下、専用ホームページから該当する関係書類をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送してください。

〈各種申請書ダウンロード先〉

<https://www.mie-shienkin-kougyouyou-lpgas.jp>

【郵送先】

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー（工業用LPガス）
価格高騰対策支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局
郵便私書箱第729号

※申請書の提出については、簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

【交付申請期間】

令和7年4月10日（木）から令和7年6月30日（月）※消印有効まで

4 申請方法

(3) 第2期 関係書類

< 提出書類一覧 >

	提出書類	提出対象者	
		個人事業者	中小企業者
1	(様式第1号) 交付申請書兼請求書	○	○
2	(様式第2号) 申請額計算書	○	○
3	(様式第3号) 工業用LPガス販売証明書	○	○
4	(様式第4号) 株主及び役員一覧表	×	○
5	各月のガス購入量分かる請求書	○	○
6	各月のガス購入量分かる納品日(検針日)及び購入量分かる書類(納品書又は検針票等)	△ ※ア	△ ※ア
7	従業員数を確認できる公的な書類	×	△ ※イ
8	申請日の前6か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書	×	○
9	振込先口座の情報(金融機関名、口座番号、名義人など)分かる書類(通帳の写し等)	○	○
10	上記以外で事務局からの必要に応じて提出する書類	△ ※ウ	△ ※ウ

※ア：「5.各月のガス購入量分かる請求書」に納品日(検針日)及び購入量の記載がない場合のみご提出ください。

※イ：P8(8)定義2に掲げる表の該当する業種の資本金と照合して、事業者の資本金の額がこれを上回る場合のみ提出が必要です。

※ウ：必要に応じて事務局から書類の提出を求められた方。

(様式第1号) 第2期 交付申請書兼請求書

様式第1号

三重県工業用LPGガス料金高騰対策支援金（第2期）交付申請書兼請求書

受付番号：

申請日 令和7年 月 日

三重県知事 宛て

三重県工業用LPGガス料金高騰対策支援金の交付を受けたいので、三重県補助金等交付規則第3条の規定に準じ、下記のとおり申請します。なお、申請に当たり、以下のことを誓約又は同意します。

- ・本支援金の申請に当たっては、「三重県工業用LPGガス料金高騰対策支援金募集案内」を熟読し、内容を理解したこと、募集案内内の《支援対象者》に該当することを誓約します。
- ・申請内容に虚偽及び不正はありません。申請後に虚偽及び不正が判明した場合、申請の取下げ、又は支援金の返還に応じることを誓約します。
- ・申請内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否かを確認する場合、三重県警察へ照会されることに同意します。
- ・知事が必要と認める場合に、関係書類の提出、事情聴取、立ち入り検査等の調査を受け入れることに同意します。
- ・申請に係る個人情報を三重県庁内の関係課及びその他の公的機関に提供すること、また、三重県及び当事務局から提供依頼を行うことに同意します。

1. 申請者情報

【法人の場合】

法人番号	:												
フリガナ													
法人名													
本社所在地	〒	-											
代表者役職・氏名	役職							フリガナ			氏名		
代表者自宅住所	〒	-											
代表者生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
資本金							円	従業員数			名		
郵便物の希望送付先住所	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ <input type="checkbox"/> 代表者自宅住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（以下記載）												
	〒	-											

【個人事業主の場合】

フリガナ										
店名・屋号										
フリガナ										
代表者氏名										
代表者自宅住所	〒	-								
代表者生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		

【共通事項】

業種	<input type="checkbox"/> ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） <input type="checkbox"/> ②卸売業 <input type="checkbox"/> ③サービス業 <input type="checkbox"/> ④小売業										
電話番号・担当者	電話番号							担当者			
メールアドレス											

2. 振込先口座

①金融機関名					③金融機関コード					④預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	
②支店コード ※ゆうちょ銀行以外					⑤口座番号 ※ゆうちょ銀行以外							
⑦記号 ※ゆうちょ銀行					⑥番号 ※ゆうちょ銀行							
⑧口座名義人（カナ） ※通帳に記載の口座名義（カナ）を必ずご記入ください												

3. 申請額・請求額

複数の事業所を一括に申請される場合、全事業所の申請額・請求額の合計値を記入すること。

合計（申請額・請求額）											円
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- ・上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(様式第2号) 第2期 申請額計算書

様式第2号

kg用

- ・「各月のガス使用量」欄には購入量から残量処理等により発生した返還分（マイナス分）を差し引いた後の量をご記入下さい。
 - ・各事業所の年間使用量（kg）の合計に**4円/kg**を乗じて1円未満を切り捨てた額が合計申請額となります。
 - ・同一事業所で複数のガス販売事業者からガスを購入している場合、ガス販売事業者ごとに分けて別の列にご記入下さい。
- ※エクセルシートにガス使用量を直接入力すると交換額が自動計算されます。

事業所名							
事業所所在地							
ガス販売事業者名							
各月の ガス使用量	1月	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	2月	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	3月	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年間使用量		0.00 kg					
合計使用量		0.00 kg	合計申請額		0 円		

(様式第3号) 第2期 工業用LPガス販売証明書

様式第3号

工業用LPガス販売証明書

下記の事業所等に工業用LPガスを販売したことを証明します。

記

【販売先の事業所等情報】

申請事業所等名称	
所在地	

【ガス販売事業者記載欄】(※以下の項目をチェック☐の上、記名押印をしてください)

- 上記事業所等に対し、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を受けるLPガスを「工業用」として販売している。

※「工業用LPガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第2項に規定する「一般消費者等」が消費するLPガス以外であって、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を受け、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に消費するLPガスを除くLPガスをいう。

- 都道府県知事に対し、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条の4に規定の「販売事業の届出」を行っている。

証明年月日： 令和7年 月 日

所在地：

販売者名： 印

連絡先TEL：

※内容確認のため、事務局から上記連絡先にお電話する場合があります。

(様式第4号) 第2期 株主及び役員一覧表

様式第4号

株主及び役員一覧表

1. 株主等一覧表

(令和 年 月 日現在)

主な株主 又は 出資者	株主名又は 出資者名		所在地	大企業	中小企業	適用外
	①	②		※1	※2	※3
				【 】	【 】	【 】
				【 】	【 】	【 】
				【 】	【 】	【 】
				【 】	【 】	【 】
				【 】	【 】	【 】
	⑥ ほか		人			

※1：兼業する他社が大企業の場合【 】内に○を付してください。

※2：以下のいずれかに該当する場合は、みなし大企業の【 】内に○を付してください。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価額の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

※3：株主が以下の場合は、適用外の【 】内に○を付してください。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和35年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創設的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本的定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

2. 役員一覧（監査役を含む。）

役職名	氏名	フリガナ	生年月日（和暦）			性別	注：他社と兼務の場合	
			年	月	日		会社名	大企業 ※1
							【 】	【 】
							【 】	【 】
							【 】	【 】
							【 】	【 】
							【 】	【 】

※兼業する他社が大企業／みなし大企業の場合【 】内に○を付してください。

追加補足資料

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

郵送返送先：

〒450-8790

名古屋西郵便局 郵便私書箱第729号

TEL：0120-248-601 ※受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

URL：<https://www.mie-shienkin-kougyouyou-lpgas.jp/>

三重県 雇用経済部 新産業振興課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL：059-224-3113

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300458.htm>